

日本技術士会九州本部地域産業支援委員会会則

第1条 会の目的

本委員会は公益社団法人日本技術士会が目指す、「行動する技術士会」「技術士の活用促進」「社会に向けた情報発信」「社会貢献活動の強化」の四つの方針を基本理念とし、主として九州地域諸企業に対し、それ等の活性化・発展等のための支援を行う。

第2条 活動方針

前条の目的を実現するため、本委員会は主に以下の活動を行う。

1. 外部機関としての「産学官」との連携を強化する。
2. 産学官の各機関が開催する委員会等へ積極的に参加する。
3. 九州本部の技術相談対応の体制を継続する。
4. 会員の地域産業支援能力向上活動を実施する。

第3条 主要活動項目（活動施策）

本委員会は、2条の活動を実現するため、具体的に次のものを行う。

1. 地域産業の活性化に関する国等の施策を調査報告する。
2. 国や地方公共団体及び関係機関等へ技術面において支援、協力する。
3. 上記2項の活動を通して、地域産業の活性化・発展等を可能とする事業・プロジェクトへ参画する。
4. 技術相談の現状の仕組みを活用し、地域産業へ寄与する。
5. 会員の地域産業支援実例等を継続して調査報告する。
6. 会員の地域産業支援能力向上に向けた研修等を企画、運営する。

第4条 会員の構成と業務分担

本委員会は、委員長、副委員長及び委員の総数16名以下により構成される。委員は九州本部会員の推挙を受け、九州本部長の承認を受けて委員となる。委員は外部連携機関等との連携にあたり、個々の連携機関に於ける本委員会の代表者（担当者）として、本委員会の目的達成のために活動する。

また、委員長及び副委員長の構成と業務分担は次の通りとする。

1. 委員長

委員長は、予め選出された委員の中から本部長が指名することとする。委員長は本委員会の窓口として関係（連携）機関等との連携を図り、本委員会目的達成のための中心的役割を担う。

2. 副委員長

副委員長は3名以下とする。委員の中から委員長が提案し、委員会の議決により決定する。本委員会目的達成のために、委員長を補佐する。

第5条 委員会会議等

委員相互の意思の疎通を図り、部会の運営について審議・決定するために委員会会議を置く。委員会会議は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

1. 開催日

会議は年4回を原則とし、常時の連絡事項等はWEBで行い、全会員への周知を図る。但し、重要且つ緊急を要する事項については、委員長の判断若しくは複数の委員の発議により招集することが出来る。

地域産業支援委員会第4回会議（2015.2.21）で決定。【改訂1（2018.6.2）】

2. 委員会会議内及び九州本部との意思疎通

- (1) 決議（承認）事項については、原則として会議体で行う。但し、緊急を要する事項についてはその限りでは無い。（緊急事項対応は、1項 開催日記載の但し書き部分を優先させる）
- (2) 議決は、原則として全委員の多数決をもって決定（承認）とする。但し、「付記」として、主要な反対意見についても要約記載する。
- (3) 議題は事前に委員長が作成し、特に決議事項か単なる報告かを明記し、全委員に配布する。
- (4) 会議欠席者は、必ず本人の活動状況について委員長へメモを送付するものとする。
- (5) 「会議録」は委員長が記録作成し、持回りで指名を受けた「書記」がこれに「追記・修正」等を行い、各委員に回欄後（10日以内）、全員の承認を得た後に、委員長が本部長に提出する。

第6条 任期と継続任期

委員長の任期と継承任期は、委員会活動の継続性に配慮して次の要領で行う。

1. 委員長の任期と継続任期

任期は2年を1期として数える。通常委員長の任期は1期とし、再任を妨げない。但し3期を限度とする。また、前任委員長が任期を残して退任した場合に、残余の任期が1年未満または1年以上2年未満のときは、就任期間として、それぞれ0期、1期と見なすものとする。

2. 副委員長の任期と継続任期

任期は2年を1期として数える。通常副委員長の任期は1期とし、再任を妨げない。

3. 委員の任期と継続任期

委員の任期は1期2年で2期までとする。但し、本人が希望し、委員長の了解がえられれば委員を1期単位で継続することができる。

第7条 関連規定及び文書類

本会則に関連する諸規定を、次に示す。

1. 上位規定

本会則は、次の諸規定のもとにある。

- 1) 技術士法
- 2) 公益社団法人 日本技術士会定款
- 3) 公益社団法人 日本技術士会細則（技術士倫理綱領 他）

2. 下位規定及び文書類

[資料-1]:「組織図（九州本部での本委員会位置）」「1～21部門リスト」「技術士部門別専門業務表

第8条 会則の改訂・管理

本会則は委員会での合意を持って成立する。レビュー及び見直しは年に1回、または必要に応じて行い、委員の2/3以上の賛同を持って改訂・更新するものとする。

以上